

議案第 8 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成 30 年 4 月 9 日午後 6 時 10 分ごろ、渋川市中村 3 6 8 番 1 地先市道 1 - 3 0 7 1 号線において、
氏運転の普通乗用車（所有者同氏）が西へ向かって走行中、下水道マンホール蓋と周辺の路面に段差が生じていたため、車両左前底部が下水道マンホール蓋と接触し、損傷したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 2 号の規定による和解及び同項第 1 3 号の規定による損害賠償の額を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 4 日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費及び代車料 1, 3 0 5, 7 8 5 円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

1, 3 0 5, 7 8 5 円